

## 誓約書

私は、千葉県感染拡大防止対策協力金（第10弾）の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

## 記

- ・申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- ・千葉県感染拡大防止対策協力金（第10弾）の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県感染拡大防止対策協力金（第10弾）交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・営業時間短縮の要請に応じた屋号（店舗名）及び所在地を千葉県が公表する場合があることに同意します。
- ・食品衛生法の「飲食店営業」「喫茶店営業」許可の取得に当たり千葉県が収集した情報を、協力金の審査において千葉県が利用することに同意します。  
また、千葉市、船橋市又は柏市に所在する店舗においては、食品衛生法の「飲食店営業」「喫茶店営業」許可の取得に当たり各市が収集した情報を、千葉県が各市から収集し、協力金の審査において千葉県が利用することに同意します。
- ・国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて千葉県が提供することに同意します。
- ・本協力金の申請にかかる書類一式について、帳簿及びすべての証拠書類を今後5年間保存することに同意します。

以上

令和3年8月1日

千葉県知事 様

所在地	千葉県千葉市中央区市場町1-1
名称	有限会社 千葉商事
代表者名	代表取締役社長 千葉 太郎

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。